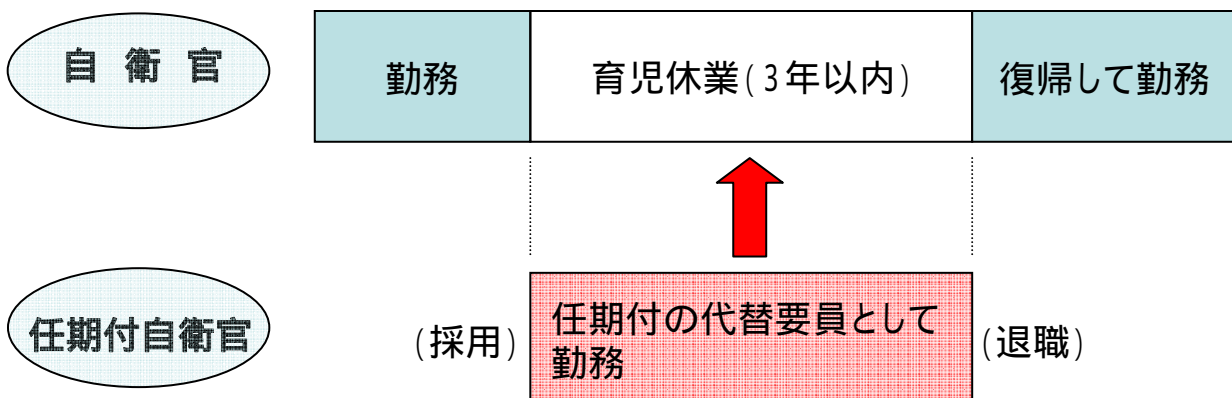


育児休業代替要員制度について

平成14年度に国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業を請求した職員の業務を処理するため、代替要員として任期を定めて職員を採用すること(任期付採用)が可能となったところ

今般、下記のような仕組みを整備すべく、自衛隊法施行規則を一部改正するとともに、「自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令」を新規制定

本年9月1日より施行



【採用】

・元自衛官であって勤務成績が良好な者の中から選考により採用

・年齢制限

{	士長以下の自衛官:	18歳以上
	3曹以上の自衛官:	任期の末日において各階級の定年年齢に満たない年齢